

過疎地域自立促進方針

(平成28年度～平成32年度)

平成27年12月

鳥取県

目 次

| | |
|----------------------------------|--------|
| 1 基本的な事項 | |
| (1) 過疎地域の現状と問題点 | ・・・ 1 |
| (2) 過疎地域自立促進の基本的な方向 | ・・・ 2 |
| (3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連 | ・・・ 3 |
| 2 産業の振興 | |
| (1) 産業振興の方針 | ・・・ 4 |
| (2) 農林水産業の振興 | ・・・ 4 |
| (3) 地場産業の振興 | ・・・ 5 |
| (4) 企業の誘致対策 | ・・・ 5 |
| (5) 起業の促進 | ・・・ 5 |
| (6) 商業の振興 | ・・・ 6 |
| (7) コミュニティビジネスの振興 | ・・・ 6 |
| (8) 観光又はレクリエーション | ・・・ 6 |
| 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | |
| (1) 交通通信体系の整備の方針 | ・・・ 6 |
| (2) 県道及び市町村道の整備 | ・・・ 7 |
| (3) 農道、林道の整備 | ・・・ 7 |
| (4) 交通確保対策 | ・・・ 7 |
| (5) 通信施設の整備及び情報化の推進 | ・・・ 8 |
| (6) 地域間交流及び県外からの移住定住の促進 | ・・・ 8 |
| 4 生活環境の整備 | |
| (1) 生活環境の整備の方針 | ・・・ 8 |
| (2) 生活環境の維持保全 | ・・・ 8 |
| (3) 消防救急施設の整備 | ・・・ 9 |
| (4) 簡易水道、生活排水処理施設の整備 | ・・・ 9 |
| (5) 森林・水路の保全、耕作放棄地の復元 | ・・・ 9 |
| (6) 空き家の利活用や老朽危険空き家等の除却の促進 | ・・・ 9 |
| 5 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進 | |
| (1) 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針 | ・・・ 10 |
| (2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 | ・・・ 10 |
| (3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 | ・・・ 10 |
| (4) 障がい者（児）の地域生活支援 | ・・・ 11 |
| 6 医療の確保 | |
| (1) 医療の確保の方針 | ・・・ 11 |
| (2) 無医地区、準無医地区等への対策 | ・・・ 11 |
| (3) 特定の診療科に係る医療確保対策 | ・・・ 11 |
| 7 教育の振興 | |
| (1) 教育振興の方針 | ・・・ 12 |
| (2) 学校教育施設の整備 | ・・・ 12 |
| (3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備 | ・・・ 12 |
| 8 地域文化の振興等 | |
| (1) 地域文化の振興等の方針 | ・・・ 13 |
| (2) 地域文化の振興等に係る取組 | ・・・ 13 |
| 9 集落の整備 | |
| (1) 集落整備の方針 | ・・・ 13 |
| (2) 集落の再編整備 | ・・・ 13 |

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

本県の過疎地域は、鳥取市(旧 佐治村、用瀬町、青谷町)、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町(旧 八東町)、三朝町、湯梨浜町(旧 泊村)、大山町、伯耆町(旧 溝口町)、日南町、日野町、江府町の1市11町の14地域(平成27年4月1日現在)が指定され、総面積1,981平方キロメートル(平成21年10月1日現在)、人口85,898人(平成22年10月1日現在)で、面積は県全体の56.5%を占めているものの、人口は14.6%となっている。

本県の人口は、昭和30年をピークに減少を続けたが、昭和50年以降増加に転じ、昭和60年以降は再び減少傾向を示している。

他方、過疎地域の人口は、経済の高度成長を背景に大きく減少し、昭和50年代に減少率が鈍化したものの、昭和60年以降再び減少率が拡大傾向を示している。特に近年、若年層を中心に、近郊都市等へ就業機会を求めて人口流出が続いている。このため、過疎地域においては少子高齢化が急速に進んでおり、平成22年における年齢別人口を見ると、65歳以上の高齢者比率は34.9%となっている。逆に15~29歳の若年層の人口比率を見ると、平成17年の13.5%から11.6%へと減少している。こうした地域の後継者不足は、将来的に地域社会の維持を困難にし、地域の保全及び発展に支障を来たすことが懸念される。

このように過疎地域については、人口減少・高齢化を背景とした地域の後継者の不足に加え、産業基盤の弱さ、生活環境整備の立ち遅れ等により、地域にあった特別な資源の活用や特色が薄れてきているなど、過疎地域の自立が危ぶまれている。

表-1 過疎地域の人口の推移

(単位：人)

| 区分 | S35 | S40 | S45 | S50 | S55 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 過疎地域 | 155,074 | 141,634 | 128,421 | 121,273 | 119,245 | 117,068 | 112,750 | 106,959 | 100,285 | 93,947 | 85,898 |
| | 100.0 | 91.3 | 82.8 | 78.2 | 76.9 | 75.5 | 72.7 | 69.0 | 64.7 | 60.6 | 55.4 |
| 全県 | 599,135 | 579,853 | 568,777 | 581,311 | 604,221 | 616,024 | 615,722 | 614,929 | 613,289 | 607,012 | 588,667 |
| | 100.0 | 96.8 | 94.9 | 97.0 | 100.8 | 102.8 | 102.8 | 102.6 | 102.4 | 101.3 | 98.2 |

注) 1 データは国勢調査による。

2 下段は、昭和35年を100とした場合の指数を表示。

表-2 過疎地域の高齢者比率の推移

(単位：%)

| 区分 | S35 | S40 | S45 | S50 | S55 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 |
|------|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 過疎地域 | 8.5 | 9.9 | 11.9 | 13.8 | 15.5 | 17.5 | 20.9 | 25.2 | 29.7 | 32.6 | 34.9 |
| 全県 | 7.7 | 8.8 | 9.9 | 11.1 | 12.3 | 13.7 | 16.2 | 19.2 | 22.0 | 24.1 | 26.1 |

注) データは国勢調査による。

表－3 過疎地域の若年者比率の推移

(単位：%)

| 区分 | S35 | S40 | S45 | S50 | S55 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 過疎地域 | 20.6 | 19.5 | 19.6 | 19.7 | 18.3 | 15.6 | 13.9 | 13.6 | 14.2 | 13.5 | 11.6 |
| 全県 | 22.6 | 22.5 | 22.7 | 21.8 | 19.4 | 17.4 | 17.2 | 17.5 | 17.7 | 16.3 | 14.1 |

注) データは国勢調査による。

本県では、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法及び平成12年の過疎地域自立促進特別措置法に基づいて過疎方針及び過疎計画を策定し、過疎対策を積極的に推進してきたところである。

その結果、過疎地域において上・下水道など生活に必要なインフラ整備は着実に進展するとともに、交通通信体系等も着実に整備されつつあり、都市部との格差は一定の改善が見られている。

しかしながら、依然として歯止めがかからない人口減少、若者の流出と少子化の進行、本格的な高齢社会の到来など直面する課題に対して、地域の特性を活かしつつ、地域の自立につながる対策を講じることにより、地域活力の維持・向上を図ることが一層求められている。

また、社会情勢の変化に伴い、自然環境や生活のゆとり等、農山漁村地域の魅力が見直されてきていることから、過疎地域が保有する景観や伝統文化等を都市住民との共有財産として守り育て、それらを活かした交流施策などを積極的に展開することにより、過疎地域に対する期待に応えていくとともに過疎地域の活力を再生していくことが重要である。

(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

地域間交流の拡大、情報通信の発達、価値観の多様化等社会環境が大きく変化している中で、過疎地域は、これまでのように都市部との格差是正に主眼を置いて都市部の後追いつ的な施策を展開するのではなく、地域住民が誇りと愛着を持って生活できる活力に満ちた自立した地域社会の実現を図っていくことが大切である。

例えば、過疎地域が全国に先んじた少子高齢社会であることは、将来の我が国が直面する社会形態を先取りした地域として、その対処すべき対策や手法が注目されている。

また、近年の田舎志向の高まりを背景に過疎地域の豊かな自然環境や安全な食糧供給拠点、農村景観、歴史・伝統文化といった公益的役割や価値が見直されつつあり、これらを国民全体の財産として、引き継いでいくことが期待されている。

こうした過疎地域に対する国民的な期待に応えていくためには、過疎市町が地域住民の積極的な参画を得ながら、若年者の流出や高齢化の進行等、地域の直面する課題に適切に対応するとともに、都市部など地域外との積極的な交流・連携を通じて地域活力の向上を図ることが重要である。

このようなことから、県では、次のような方向を目指して、創意工夫のある施策を展開し、自立に向けた取組みを積極的に支援していくこととする。

①若者定住施策の推進

若年層の定住は、将来的な地域の後継者を確保し、地域の活力を維持していくうえで最も重要である。そのため、地域内はもとより近隣都市を含む通勤圏域内に魅力的な就労の場の確保や、都市からのI J U (移住) ターンを希望する若者が安心して働ける雇用の場や農林水産業への就業の場

を確保するとともに、都市等と連絡する道路交通網の整備を図り、併せて若者向け住宅や生活排水処理施設など、生活環境の整備を図るものとする。また、少子傾向に歯止めをかけるため、子どもを安心して育てられる環境づくりに努めることとする。

②高齢社会対策の推進

急速に進展する高齢社会の中で、このことを逆に高齢社会の先進地として捉え、高齢者に対する介護サービスや生きがい対策などの各分野において、他の市町村のモデルとなるような先進的な施策を展開し、高齢者が住み慣れた家庭・地域で安心して暮らせる社会システムを創出していく。

③都市との交流・連携の促進

過疎地域は、その山林・農地の多面的機能や豊かな自然環境、安全な食糧供給拠点、農村景観、歴史・伝統文化といった公益的役割や価値が見直されつつあり、加えて精神的安らぎと豊かさを求めて田舎志向が高まっている。

このようなことを踏まえ、都市住民との交流機会の拡大により相互理解を深め、都市にはない田舎の魅力を知ってもらうことでリピーターを獲得し、将来的なI J Uターンへの誘導や都市住民との体験交流を持続的に展開していくことで、都市住民と連携した地域社会の活性化を目指すとともに、雇用機会の創出や起業化を図ることにより過疎地域の自立へとつなげていく。

④地域住民の参画

自立した過疎地域を形成していく地域づくりに際して、自らの地域のことは、自らの地域において、住民自らが積極的に計画段階から参画することが必要である。そのため、行政として住民の主体的な取組を支援していくとともに、住民に対し徹底した情報公開と政策等に関する説明責任を果たすことで、地域住民の参画を促進していく。

(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

県境を越えた地域間での連携組織として、「鳥取・岡山県境連携推進協議会」がある。この協議会は、鳥取・岡山県境に接し、中山間地域を多く含む16市町村で構成され、地元産業の振興を連携して行うなど圏域の活性化促進を目的に活動している。

また、県内3地域において、中心市の機能と近隣の市町村の機能を協定によって有機的に連携させ、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を圏域全体として確保し、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成する「定住自立圏」構想が推進されている。

このうち、過疎市町村を含む圏域として現在、東部圏域及び中部圏域で定住自立圏の形成に関する協定書が締結され、それぞれの共生ビジョンに基づき、医療・福祉面のサービス体制の整備、地域公共交通の利便性向上、広域観光の推進などに取り組んでいる。

また、東部圏域においては、鳥取市が平成30年を目途に中核市への移行を目指して準備を進めており、圏域全体の人口や活力ある社会経済を維持するための連携中枢都市圏の形成も視野に入れているところである。

今後、急速に人口減少が進展する中で、個々の市町村の創意工夫による取組や特性を活かした魅力ある地域づくりと併せ、定住自立圏、連携中枢都市圏、連携協約その他の連携の仕組みを活用し、自治体間で柔軟に連携していくことで、過疎地域における安心・安全で快適な暮らしの確保を図ることが重要となっている。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

若年層を中心とした人口の流出を防止し、地域が自立していくためには、産業の振興による安定した雇用及び所得の確保は不可欠である。

しかしながら、本県の過疎地域では、主要産業である農林水産業は生産物価格の低迷、鳥獣による被害の増加や後継者不足など厳しい状況にあり、商工業は経営規模が小さく、企業誘致もほとんど進んでいないのが現状である。

さらに、過疎地域の森林や農地等は県土保全の公益的機能を有しているが、森林・農地を維持管理する人がいなくなれば、これらの機能を維持することは困難であり、近年の人口流出などの厳しい条件のもとで、いかにこの機能の維持・向上を図っていくかが重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、産業の振興による所得の拡大を図るため、農林水産業においては、販売流通に主眼をおいた多様な取組みを推進し、後継者の育成・確保や生産基盤の整備を図り、地産地消を積極的に進めていくとともに、加工・販売も加えた生産物の高付加価値化を目指すものとする。

観光資源に恵まれた地域にあっては、自然環境の保全に努めながら、地域資源の魅力の向上や積極的な情報発信の取組みにより交流人口の拡大を図る。

また、農山漁村の特性を活かした地場産業の振興を図り、また鳥取県に古くから伝わる伝統工芸などの後継者を支援するとともに、地域産業資源の活用や農商工連携による起業を促進することで地域産業の活性化につなげていく。さらに、戦略的な企業立地により過疎地域を含む中山間地への企業誘致を促進して若者に魅力のある雇用の場の確保に努める。

農林業においては、森林や農地の持つ土砂や雨水の流出抑制等の県土保全機能、水源涵養、大気の浄化等の公益的機能の維持にも配慮するものとする。

商業においても、商業機能の維持・活性化を図り、高齢者等の買い物など日常生活の支援にも配慮する。加えて、関西等の大市場との高速交通体系や地域内交通体系の整備を図るとともに、情報・通信体系の整備により都市部との情報格差の是正を図ることで、消費者ニーズの的確な把握や効果的な宣伝活動を行い、市場流通を促進するものとする。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業は、本県の基幹的産業として重要な位置を占めているが、担い手不足や高齢化などが課題であり、加えて生産条件に恵まれない過疎地域においては、耕作放棄地や農作物等への鳥獣被害の増加など厳しい状況に置かれている。

こうした状況を踏まえ、小規模でも多様な農業に取り組める農業生産基盤の整備、老朽ため池や山腹水路などの点検・整備、耕作放棄地対策として担い手の育成・確保、鳥獣被害防止対策の推進を図るとともに、経営形態の複合化、2次産業・3次産業との連携や生産・加工・販売を一体化する農林水産業の6次産業化を進め、農林漁業者の所得向上、農林水産業への雇用促進・定着を図る。

農業については、自立的かつ経営感覚に優れた担い手に対して、重点的な支援を実施するとともに、地域の気候・風土にあった野菜、果樹、花卉、畜産などの適地作物の定着を推進し、消費者ニーズに的確に対応した鳥取県農産物ブランド化への一層の誘導を図るものとする。

流通・販売においても各関係機関の連携のもと、鳥取自動車道等を活用した関西等の大市場への積極的な展開を図る一方、県民に新鮮で安全な農産物を提供するため、直売施設や流通体制の整備を行う。

そして、田舎体験やグリーンツーリズムなど時代の要請を踏まえ、観光産業との連携や都市との交流を積極的に行い、加工や販売などを総合的に行う6次産業化等により、食を通じた地域の活性化を図るものとする。

林業については、森林の機能が持続的に発揮できる林業経営を進めるため、林道・作業道等の整備、施業の集約化、機械化の推進による生産性の向上を図る。また、地域の林業の担い手として、林業就業者の確保・育成を図るとともに、森林組合等林業事業者の育成に努める。

豊富な森林資源については、シイタケ等の特用林産物の生産振興や新たな特産品の開発に努めるとともに、森林そのものを資源として捉え、安らぎの空間として、また、様々な体験の場として活用を推進する。

木材資源については、循環利用を積極的に図っていくため、原木生産から加工・流通に至るまで一貫した木材供給体制の整備を図るとともに、県産材の品質の良さを都市部へPRすることにより、新たな用途開発を進め、県内外への需要拡大を推進する。

水産業は、資源減少、燃油高騰、魚価の低迷、漁業就業者の高齢化など厳しい状況にあり、漁業への新規就業を促進するとともに、漁業経営能力の向上を図るほか、燃油高騰下においても安定的に経営を続けるための省エネ型の漁業への転換を推進する。

また、資源の持続的な維持及び利用を図るため、資源管理型漁業及び栽培漁業の強化を目指して、近場漁場の水産資源の増殖を進め、新たな特産品の開発など、地元の水産物を活用した地域の活性化を推進する。

(3) 地場産業の振興

過疎地域の地場産業として、農林水産物加工業の他、和紙の製造や酒造業等があるが、いずれも経営規模が小さく、経営基盤が脆弱である。このため、新商品の開発や販路拡大、後継者育成などを引き続き進めることにより、既存の資源を有効に活用しながら地域ブランドの形成を目指すものとする。

併せて、異業種産業間の交流を行う等、地域産業全体の自立に向けた取組みを行うとともに、自治体、商工会、農協等が一体となった流通・PR体制を構築し、都市との交流等を通して、新たな消費者の開拓を進めて、販路の拡大を図るものとする。

(4) 企業の誘致対策

本県では工場の立地のための環境・基盤の整備や人材の育成・確保を行うとともに、企業立地に対する国の優遇措置を活用しながら、県独自の補助制度等による支援を充実させることで平成23年度以降高水準の企業誘致を実現してきたものの、都市部中心で過疎地域への誘致はほとんど進んでいないのが実情である。

今後は、過疎地域を含む中山間地への立地に関する優遇措置を整備し、自然環境と調和し地域資源を活用するような、地域の特性にあった企業の誘致に努めるとともに、IT企業やクリエイターなどが移住し過疎地域等における拠点の設置を支援することで、交流人口の増加と雇用の場の創出を促進する。

(5) 起業の促進

新事業創出に向けた魅力的な事業環境の整備を図るため、商工会、鳥取県商工会連合会産業支援センターや(公財)鳥取県産業振興機構創業支援センターなどによる総合的支援体制を整備して、個人や企業の資金調達・技術開発・人材育成等の諸課題に対して適切な支援を行い、地域産業資源を活用した事業や農商工連携による事業の展開を促進する。

また、中小企業が新たな事業活動を展開し、その経営の向上を図るためには、経営手法、技術、情報等のソフト面の経営資源の重要性が大きく増しており、地域における多方面の連携や専門家の派遣等の産業支援を通じて、これらの経営資源の充実強化を支援する。

さらに、農産物加工グループや地域づくりの一環としての収益活動など農村型の起業、個性的な

特徴のある起業を促進する。

その他過疎地域のニーズや課題に対応した、安心・安全な生活の確保や地域活性化に資する広義の社会貢献を伴うコミュニティビジネスの取組等を支援する。

(6) 商業の振興

近年、郊外大型店の進出等により地域商業は衰退傾向にあり、特に過疎地域では、商店規模が小さく、後継者不足等の問題もあり、高齢者を中心とする地域住民が日用品の購入にすら支障をきたすようになってきている。

このため県は、地元市町と連携して地域の特性を勘案し、商業機能の維持、商業活性化を側面支援することとしている。

(7) コミュニティビジネスの振興

地域間格差（都市部と地方、市街地と中山間地など）が拡大し、過疎地域では担い手不足により日々の生活に支障を来すといった社会問題が顕在化している。

コミュニティビジネスは新たな雇用を創出し、これらの問題を効率的に解決するビジネスとして期待されていることから、コミュニティビジネス事業者の創出・育成・事業拡大を支援する。

(8) 観光又はレクリエーション

観光、レクリエーションについては、余暇時間の増大、田舎志向の高まり等により、今後一層の需要拡大が予想される。

特に本県の過疎地域は、山陰海岸、大山の2つの国立公園をはじめとする豊かな自然環境、三徳山をはじめとする歴史的・芸術・文化的資源、温泉や新鮮な山・海の幸など数多くの観光資源に恵まれている。

例えば、山陰海岸国立公園を含む地域では、世界ジオパークネットワーク加盟にふさわしい環境整備を図るための各種取組が進められており、過疎地域の振興に寄与することが期待できる。こうした資源の有効活用と自然環境との調和を図りながら、近年のアウトドア志向、体験型観光志向、健康志向、家族志向、個人旅行志向など観光ニーズの変化に対応した観光産業の振興を目指していくことが大切である。

このため、各地域の観光資源を見直すことで、魅力向上を図るとともに、文化・自然・歴史などの地域環境を活かした体験型の観光を推進していく。特に、グリーンツーリズムの普及に努め、他地域との交流を促進する。また、各地域における2次交通を整備し、利便性の向上や観光資源へのアクセスを改善し、観光客の周遊を促す。

さらに、新たな観光資源の発掘や埋もれた観光資源の再生などに努め、観光サービスの向上など、もてなしの充実に向けた取組を行う。併せて、様々なメディアを活用して国内・外、特に都市部への積極的な情報発信に努め、戦略的に観光宣伝を展開する。また、韓国とを結ぶ定期航空路、韓国、ロシアを結ぶ定期フェリー航路を活用し、海外からの観光客誘致にも積極的に取組む。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備の方針

過疎地域における道路交通網は、多様化・広域化した社会において、産業振興、生活環境の向上など地方創生の取組において欠くことのできない社会基盤であるとともに、災害時における緊急避難ルートを担当するなど社会を支える基盤である。このことから引き続き地域の内外にわたって、

地域の実状にあった生活路線、産業基盤路線の整備促進及び既に整備された路線の適切な維持管理に努めるとともに、高規格幹線道路など各圏域間等を連絡する高速かつ広域的な道路ネットワークの形成を図ることとする。

また、情報通信網については、過疎地域における安全・安心、利便性を確保し、地理的条件の不利性を克服する上で、非常に効果的な社会基盤であり、地域の実状に応じた基盤整備を促進する。

（２）県道及び市町村道の整備

過疎地域とそれ以外の地域に住む県民の生活環境に大きな格差が生じることのないよう、県境を跨ぐものを含め、各地域間を結ぶ幹線道路の整備を促進し、円滑な地域間交流等が可能となるよう支援する。また、過疎地域内の各集落を結ぶ道路については、現状を把握し、その地域の実状にあった道路整備を促進する。

道路の整備にあたっては、必要な交通安全対策のための施設の充実に配慮するとともに、既に整備された路線についても事後的な維持補修から予防的な維持補修への転換を図り全体的なライフサイクルコストを抑制する維持管理に努める。また、過疎地域には豪雪地帯が多いことから、除雪対策の充実に努める。

（３）農道、林道の整備

地域の農林業の基盤となる農道及び林道の整備については、県道や市町村道との連携を取りながら効率的な整備を行うことにより生産物の流通の合理化等を図るとともに、地域の生活環境の改善等につなげるものとする。

（４）交通確保対策

過疎地域における公共交通は、地域住民の重要な交通手段であるとともに、日常生活の維持や社会参加の機会の確保に必要であり、集落の存続につながる重要な社会基盤である。特に交通手段を持たない高齢者の日常生活や児童・生徒の通学などにとって公共交通手段の維持は切実な課題であるが、人口減少やマイカーの普及などにより、バス路線の休廃止や運行回数の減少等、その存続が危ぶまれているところである。

このため、地域の実状・ニーズに合った生活交通体系の確保に向けて、町営バスの運行や乗合タクシー、過疎地有償運送の導入など、地域に合った運行形態への取組を進めるとともに、生活路線を運行する事業者の経営効率化や創意工夫を促進していく。

鉄道網（ＪＲ線（山陰線、因美線、伯備線）及び第３セクター鉄道（若桜線・智頭線））は、過疎地域にとって重要な輸送機関としての役割をもっていることから、各路線の維持・確保に向けて、より一層利用促進を図るものとする。

例えば、山陰線は兵庫県と本県を結ぶ重要な路線であり、兵庫県側の市町と連携し、利便性向上と利用促進を図る。若桜線については、公設民営方式による上下分離の導入や利用促進の強化により経営改善を図っているが、沿線周辺の人口減少や少子化による通学客の減少など構造的な問題を抱えているため、今後とも引き続き沿線地域が一体となって利用促進策の充実・強化を図る。また、智頭線については、近年利用客が減少している中で、関西圏と結ぶ高速交通としてのみならず、生活路線の維持確保に向けて、県境を越えた沿線町村との連携を一層深め、積極的に利用促進策を図る。

さらに、公共交通機関の維持確保を図るためには利用者の増加が重要であることから、バス・鉄道との連携等により利便性向上を図るとともに、公共交通利用促進キャンペーンやパークアンドライド、県下統一のエコ通勤の日の設定、新たな利用促進策等を推進することにより、更に利用促進を図る。

(5) 通信施設の整備及び情報化の推進

過疎地域においては、携帯電話の不感地区の解消、CATVの活用等を含むブロードバンドデバイスの解消など情報通信基盤の整備を促進し、都市部との情報通信格差の是正を図ることにより住民サービスの向上に努める。

また、安全・安心で活力に満ちた地域づくりを進めるためには、情報通信技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で地域の実状に応じて最大限に利活用することが重要であり、情報通信技術を活用した質の高い福祉、医療、教育等の行政サービスの提供、防災情報その他の生活に不可欠な各種情報の提供や高齢者の安否確認、災害時・緊急時の非常連絡手段の確保、就業や起業を含めた定住対策などを積極的に行うよう努める。加えて、住民の情報リテラシーの向上を図るため、学習機会の提供や相談体制の充実を図り、併せて、新たなICT技術を活用した都市部等に向けた特産品等地域情報の積極的な発信に努める。

(6) 地域間交流及び県外からの移住定住の促進

都市部を中心とした他の地域との交流を促進することは、都市部では得難い田舎暮らしの魅力や価値を有する過疎地域に住む人々に自信と誇りを取り戻し、地域の自立へのきっかけとなるだけでなく、都市住民にとっても貴重な体験となり、過疎地域への移住定住のきっかけにもなり得るものである。

このため、過疎地域が持つ素晴らしい地域資源を活用した各種イベントや体験事業等を通じて交流機会の拡大を図り、都市住民との相互理解を深める。その際、その地域のファンとして様々な面で協力するリピーターを獲得すること、姉妹提携など特定地域との継続的な交流を進め、相互の連携の体制を確立すること、将来的なIJUターンによる定住化への誘導を図ることなどに併せ、交流による雇用機会の創出や起業化を進めることにも配慮するものとする。

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

生活関連社会資本の整備は、過疎地域においては、若者の定住対策として、また都市との交流を図るうえでも重要な課題となっている。これまでに水道施設、生活排水処理施設及び広域市町村圏を単位とした消防体系の整備が進められ、地域住民の生活環境は相当の向上が見られるが、依然として他地域との格差があるため、引き続き各施設の整備拡充を行う。その際、新規整備のみならず、整備済み施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、費用対効果の高い維持管理の実施に努める。

併せて、現在残っている素晴らしい景観を地域資源として保全・活用に努め、情報発信を行い交流の促進につなげていく。

また、水源のかん養や洪水、土砂災害等の自然災害を防止するため、森林や水路等の保全活動、耕作放棄地の復元を進める。

(2) 生活環境の維持保全

良好な生活環境の維持保全のため、紙ごみ等の分別の徹底、生ごみの水切りの徹底や堆肥化など、家庭で取り組む排出抑制対策の普及を図り、地域の状況に応じた廃棄物の発生抑制やリサイクル率向上を推進していく。

（３）消防救急施設の整備

消防救急体制については、広域常備消防機関の設置により救急体制の整備や消防の効率的な運用が図られ、相当程度の拡充強化が進められてきた。しかし、地域において青少年・壮年層の減少に伴い、消防団等の弱体化が懸念されるため、引き続き消防団の充実強化対策の推進を図るとともに、消防ポンプ自動車等の機動力の向上、消防水利の充実など消防力の充実強化に努めるものとする。

さらに、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織等の充実強化に努めるものとする。

また、交通事故負傷者あるいは急病救急患者に適切に対応するため、常備消防機関においては、救急救命士の養成及び高規格救急自動車の配備に努めるとともに、医療機関との連携を強化して救急体制の充実強化を図る。

（４）簡易水道、生活排水処理施設の整備

過疎地域の水道は、簡易水道を中心に整備が進められ、平成26年3月末現在の普及率は、県平均の97.5%（飲料水供給施設は除く。）に比べ、88.4%（全部過疎指定の地域の普及率）にとどまっている。未普及地区の解消にあたっては、既設水道との統合整備等を積極的に促進することとする。

生活排水処理施設は、過疎市町のすべてが整備に着手し、普及率は平成27年3月末時点で県平均91.4%に比べ95.2%（全部過疎指定の地域の普及率）と県平均を上回っているが、水質保全、衛生環境の向上を図るため、今後も地域の状況に応じた効率的な整備を進めていく。

なお、整備にあたっては、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の総合的整備計画を定めた鳥取県生活排水処理施設整備構想について、社会情勢の変化を踏まえ適宜、必要な見直しを行い、これをもとに計画的な整備を行う。なかでも水質保全をより一層図るべき自然公園、上水道水源地域等が存在する過疎町村においては、広域的な整備の必要性の観点から、過剰投資を抑えた適正な規模の公共下水道施設を整備する等、地域の実状にあった効率的な整備を進める。

（５）森林・水路の保全、耕作放棄地の復元

過疎地域における森林の適切な整備・保全を行うことにより、水源かん養機能等の森林のもつ公益的機能を発揮させ、良質な水の安定的な供給の確保を図るものとする。

また、農業生産活動を継続するために必要な農地や農業用水路等の保全管理が、年々困難となってきたことから、「農業を続けたい」など地域の思いを実現できるよう、地域住民等による保全活動や老朽施設の整備を引き続き支援することとする。

特に、管理が困難となっている山腹水路やため池等については、施設点検を通じて適正管理の啓発を行うとともに、老朽施設の整備や防災体制の確立を図っていく。

さらに、担い手不足や高齢化などが原因となって耕作放棄地が拡大している中において、農業経営の効率化や増加する新規就農者などに優良な農地を集積していくために、耕作放棄地を解消することは重要な課題となっている。平成20年度から実施している全体調査及びフォローアップ調査の結果、平成21年度末時点で1,243haの耕作放棄地を確認された。各市町村に設立された地域耕作放棄地対策協議会において、国や県の再生事業を活用しながらこれら耕作放棄地の再生作業を推進し、平成21年度に89haが解消されたところである。今後も引き続き、市町村と連携しながら再生を図っていくとともに、農地流動化及び新規就農支援などの関連施策の実施も含め、担い手への農地の集積と有効活用を総合的に実施していく。

（６）空き家の利活用や老朽危険空き家等の除却の促進

過疎地域においては、空き家の増加や適正な管理がなされず老朽化し倒壊のおそれがある危険空

き家等による地域の住民生活や景観への影響が問題となっている。

空き家の所有者・管理者に対して、適正管理に係る意識啓発や指導を行うとともに、利活用可能な空き家については移住定住の受け皿や地域活性化の拠点施設としての提供・利活用を促し、老朽危険空き家については除却を促すことにより、地域の安全や生活環境の維持保全を図っていく。

5 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針

若年層の流出、出生数の低下等により、過疎地域の高齢化は一層進行しており、高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯が増加している。元気な高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、また、介護が必要となっても住み慣れた家庭・地域で安心して暮らせるよう、鳥取県介護保険事業支援計画及び老人保健福祉計画に基づいて、総合的に保健・医療・福祉施設策を推進する。

少子化の進行の著しい過疎地域における児童福祉、とりわけ次代を担う子どもの健全育成は重要であることから、社会全体で子育てを支援していく環境づくりに努めるとともに、子育て家庭への相談支援体制の整備や経済負担の軽減、多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供など、子どもを生み、育てやすい環境づくりを進める。

障がい者福祉については、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、相談体制や障害福祉サービスの充実、施設のバリアフリー化等を図る。また、障がい者の自立や社会参加を促進するため、情報アクセス・コミュニケーション支援、障がい者雇用・就業の支援、障がいのあるなしに関わらず誰もが文化・芸術、スポーツ活動に参加し、共に楽しめる環境整備を進める。そして、障がいの有無に関わらず、共に地域で暮らしていける社会の構築を目指した「あいサポート運動(※)」を促進する。

※「あいサポート運動」＝多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること及び障がいのある方への必要な配慮等を理解し、障がいのある方に、手助けや配慮を実践する方に「あいサポーター(障がい者サポーター)」になっていただき、誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)を実現するために取り組む運動。

(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

介護保険対象サービスについては、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生活できるよう、在宅サービスの基盤整備を重点的に促進する。

加えて、地域の実情に応じてグループホームや小規模多機能施設等の「地域密着型サービス」の整備を促進する。

また、高齢者が要介護状態とならないよう予防したり、要介護状態を軽減又は悪化を防止するため、市町村や地域包括支援センターが行う取組を支援する。

なお、高齢者が長年培ってきた知識や経験等を活かせる活動の機会・場を充実・拡大し、高齢者の多様な社会参加を促進する。

(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

保育所及び児童館については、世帯の就業状況、保育需要及び保育環境等を考慮するとともに、子育て相談機能を充実させる等、住民に開かれた施設となるよう環境整備に努め、児童の減少が進む中で施設運営に支障をきたさないよう市町村と協働して取り組む。

なお、児童福祉施設の整備にあたっては、廃校となった学校の活用や幼稚園等、他の施設との併

設・合築についても検討する。

また、働く親たちの育児を支援するため、ファミリー・サポート・センターの機能等を充実するとともに、家庭で過ごす親子同士の集いの場となる地域子育て支援センターの充実を図る。

さらに、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を促進し、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに、地域における他の子育て支援事業と連携し、ニーズにあった多様な支援の提供に努める。

(4) 障がい者（児）の地域生活支援

障がい者（児）の自立を支援するため、生活支援、生活環境、教育・育成、雇用・就業、保健・医療及び情報・コミュニケーション分野における施策の充実と総合的な推進を図る。

特に住み慣れた地域での生活を希望する障がい者が地域で自立して生活ができるよう、住居、就労、日中活動の場の整備や権利擁護を推進するとともに、福祉・保健・医療、教育、雇用等の関係機関が連携して、障がい者本人に対してライフステージに応じた連続性のある支援を行う体制を整備する。

また、障がいのある方が暮らしやすい地域社会を実現するため、障がいのある方が困っていることや必要な配慮を理解して、障がいのある方への手助け等を行う「あいサポート運動」を進めていく。

6 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

急速な少子・高齢化の進行、生活習慣に起因する疾病の増加、医療技術の進歩、さらには県民の医療・健康に対する関心の高まりなどがある中、病院間・病院診療所間の協力体制の構築や医療機関の整備等を促進し、地域において切れ目のない医療の実現をするよう限られた医療資源の効率的な運用に努め、過疎地域の医療提供体制を確保する。

(2) 無医地区、準無医地区等への対策

無医地区等への医療提供等を行うため、医師の派遣要請やへき地医療の総合的な支援事業の企画・調整等を行うへき地医療機構を平成24年4月に設置した。また、へき地診療所等への代診医等の派遣や遠隔医療等の各種診療支援等を継続的に実施するへき地医療拠点病院を5病院（県立中央病院、県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院、日野病院、鳥取市立病院）を指定して、地域の中で医療機関が相互に連携が可能となるよう努める。また、情報通信機器の積極的な活用を促進する。

なお、へき地に勤務する医師の確保を図るため、自治医科大学や地元大学による医師の養成を引き続き促進する。

(3) 特定の診療科に係る医療確保対策

過疎地域における小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科の特定の診療科に係る医療の確保については、東部、中部、西部の3つの広域的生活圏を単位として、既にこれらの診療科を有する医療機関の活用を図る。

7 教育の振興

(1) 教育振興の方針

学校教育においては、地域の将来を担う人間性豊かな人材の育成を図るため、教育内容及び教育施設の充実に努める。

教育内容については、森林や棚田など豊かな自然環境を活かした体験学習、郷土への愛着を育む学習、都市部の児童・生徒との交流研修や山村留学制度の導入など、過疎地域の特性を活かした教育を行う。

また、教育施設については、過疎地域の人口並びに児童・生徒数の推移等の長期的な見通しに基づいて、教育環境の充実に努める。その際、公立小中学校の統合整備も視野に置いて検討する必要があるが、学校の統合は、教育コストの低減等の利点がある一方、学校のなくなった地域の衰退を招く恐れもあるため、住民の理解と協力が得られるよう、慎重な判断が必要である。

過疎地域における学校は、単なる文教施設にとどまらず、地域社会の中心施設として重要な役割を担っており、住民の交流や学習の拠点としての機能にも配慮するものとする。

一方、社会教育においては、住民の多様な学習ニーズに応えるため、図書館や公民館等を活用した体制の整備を進めるとともに、学習機会の充実に努める。また、スポーツ活動の振興に資するため、体育施設を整備しつつ、指導者の育成・確保に努めるものとする。

(2) 学校教育施設の整備

過疎地域における教育施設の整備については、適正な学校規模と地域のコミュニティ活動の中心として果たしている大きな役割を考慮して、学校施設の整備や通学条件の改善を図る。

そのため、小規模校についても施設の適正な整備改善に努めるとともに、ICT機器等を活用した主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング型の学び）を推進するなど、充実した地域の実状にあった教育の実践を行うものとする。

また、児童生徒が良好な教育環境の中で学習が出来るよう学校施設の耐震化を進めるとともに、地域の特色を生かした学校施設の整備を進める。

さらに、学校統廃合に伴う廃校舎等について、地域の交流の拠点や新たな産業の拠点として再整備するなど施設の有効活用を図る。

なお、学校施設の整備にあたっては、県産材の活用を積極的に進める。

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

公民館等の社会教育施設（集会施設を含む）は、住民活動の場、世代間交流の場として重要な役割を果たしており、地区住民、町村単位、それぞれの間で役割分担を図りながら、青少年、女性や高齢者など各層の活動ニーズに対応するとともに、住民の生涯学習の場にも対応できる多面的な機能を備えた施設として整備し、地域での活動の拠点として活用していく。

図書館は地域や住民の「知の拠点」として施設整備を促進するとともに、県と市町村の各図書館のネットワーク化を図りながら、広域的図書貸出システムの導入などソフト面での住民サービスの向上に努める。特に交通条件の悪い地域においては、移動図書館等巡回型のサービスも積極的に実施する。また、産業、歴史、自然等地域の特色を紹介する図書コーナーの設置など、地域色豊かな図書館づくりに配慮する。

スポーツ広場や体育館等の体育施設については、地域の実状に応じ、地域住民の健康づくりやレクリエーションに資する施設、また都市住民との交流に資する施設として整備する。

なお、これらの整備にあたっては、地域において維持管理が可能で、広域的な機能分担に基づいた施設配置に配慮するとともに、施設の相互利用のシステムづくりや広域広報活動の強化により、施設の有効利用を促進することとする。

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

先人が築き上げてきた伝統文化・芸能を伝承・継承していくことは、地域住民の誇りとして、個性的で魅力のある地域づくりにつながるものであるが、近年、少子高齢化や若年層の流出等に伴う担い手不足により地域に伝わる伝統や芸能が消失する懸念もある。

このため、伝統文化・芸能の後継者の育成、活動に対する支援を充実し、その保存・継承を図る。

さらに、その地域に伝わる文化をもう一度見直すことによって、地域のすばらしさを再発見し、地域外へ積極的に情報発信を行い、交流の促進に役立てるなど、地域資源としての積極的な活用を図るとともに、地域に誇りを感じる機運・意識の醸成を目指す。併せて、過疎地域特有の生活文化、優れた町並みや農村の景観についても、積極的に保全と活用を図り、県外を中心に積極的に情報発信を行っていく。

また、伝統技能を再評価し磨き上げ、その価値を未来に引継ぎ、地域の愛着と誇りをもった地域の活性化につなげる。

(2) 地域文化の振興等に係る取組

過疎地域特有の伝統文化を保存・伝承し、その積極的な活用を図るなど、伝統文化をテーマとした地域づくりの環境を整え、また地域の伝統芸能等を広く県内外へ情報発信したり、伝承・展示施設や地域の実状に応じた後継者育成のための施設を整備し、地域に古くから伝わる文化を次世代へとつなげる取組みを進める。

また、全国的にも貴重な歴史的遺跡、伝統的農家住宅や左官文化等の伝統的な景観が多く残る集落などについて、その保護と活用を図り、県外を中心に積極的に情報発信を行い、地域づくりへつなげていく。

9 集落の整備

(1) 集落整備の方針

集落は、農林地の適切な管理や伝統文化等の継承を行い、地域が自立していくために重要な役割を果たす基礎的単位として、今後ともその維持・発展を図る必要があることから、集落の創意工夫による地域づくりへの取組みを促進する。

また、地域の中心集落においては、小さな拠点としてその生活圏にふさわしい各種公共施設等の機能を集約・整備するとともに、周辺集落との交通通信ネットワークの整備を行い、その施設を中心集落と周辺集落の住民が利用することによって、一体的な生活圏として集落間の広域的な連携・維持を図る。

さらに、集落の高齢者等の生活機能の維持として移動販売車等による買い物支援や見守り活動等を通して、集落で安心して生活できる環境維持への取組みを推進すると共に、小規模高齢化集落など生活機能の困難な集落へ若者が移住して、集落の担い手となり活性化につながる活動を支援する。

一方、集落単位では対応できない問題について、広域的な地域運営組織を組織し、新たな地域運営手法の検討や地域課題の解決、地域振興に係る試行的な取組を支援し、新たな広域的な地域運営組織の立ち上げや担い手育成についても支援を行う。

(2) 集落の再編整備

集落の再編成に当たっては、過疎地域集落再編整備事業等の国庫補助事業や単独事業により、中心集落等に住宅や上・下水道、道路等の生活環境施設を整備することにより、人口流出の防止やI
JUターンの促進を図る。

特に過疎地域においては、若者の志向にあった民間の賃貸住宅が少ないため、単身者や夫婦向けの住宅の整備を促進する。

鳥取県における過疎地域の位置等

